

# 定 款

施行'66. 08. 22.

.....

.....

改正'90. 07. 27.

改正'91. 07. 29.

改正'92. 07. 29.

改正'94. 07. 28.

改正'97. 07. 28.

改正'98. 07. 28.

改正'99. 07. 27.

改正'02. 07. 29.

改正'03. 07. 29.

改正'04. 07. 28.

改正'05. 07. 28.

改正'06. 03. 01.

改正'06. 07. 27.

改正'07. 07. 26.

改正'09. 07. 28.

改正'16. 07. 27.

改正'17. 07. 25.

改正'22. 07. 28.

改正'23. 07. 26.

株式会社伊藤園

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社伊藤園と称し、英文では、ITO EN, LTD. と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 茶類の製造、加工、包装、及びその受託加工、並びに販売、輸出入。
- (2) 嗜好飲料、清涼飲料、滋強飲料、乳製品の製造及び販売、輸出入。
- (3) 健康食品、一般食料品、加工食料品の製造及び販売、輸出入。
- (4) 整腸、歯等健康維持の特定保健用食品の製造及び販売、輸出入。
- (5) 酒類の輸入及び販売。
- (6) 農産物、水産物の加工及び販売、輸出入。
- (7) 飼料、肥料の製造及び販売。
- (8) 種子及び花木の販売並びに芝草の育成販売。
- (9) 日用雑貨品の製造及び販売並びに販売代理業。
- (10) 衣料用繊維製品及び服飾雑貨品及びインテリア用品の販売並びに販売代理業。
- (11) 喫茶店、レストランの経営及び投資。
- (12) フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務。
- (13) 各種自動販売機の販売。
- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品の製造及び販売。
- (15) 有価証券への投資。
- (16) 会員制ゴルフ場の会員募集の受託又は請負。
- (17) 雑誌、書籍等の印刷物の出版及び販売。
- (18) イベントの開催。
- (19) 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、鑑定及び駐車場の経営。
- (20) 廃物・廃材を利用した建築資材の販売。
- (21) インターネットを利用した通信販売事業。
- (22) 前各号に附帯、又は関連する一切の業務。

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### 第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 5 条（発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数）

当社が発行することができる株式の総数は、20,000万株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。

普通株式	20,000万株
第1種優先株式	20,000万株

### 第 6 条（単元株式数）

当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。

### 第 7 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）の買取り、単元未満株式の買増し、その他の株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

### 第 8 条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当社の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

### 第 9 条（株式取扱規程）

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、単元未満株式の買増し、株主権行使の手続その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 10 条（単元未満株主の権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 第8条に定める請求をする権利

#### 第11条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項その他、本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 優先株式

#### 第12条（第1種優先配当）

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、130パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。

2. 当社は、毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。

3. 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。

4. 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

#### 第13条（第1種優先株主に対する残余財産の分配）

当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額を支払う。

2. 当社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

#### 第14条（議決権）

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

#### 第15条（種類株主総会の決議）

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2. 第11条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 第19条、第20条及び第22条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 第21条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

#### 第16条（普通株式を対価とする取得条項）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- (1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式

交換又は株式移転の効力発生日の前日

(2) 当社の普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。）が50パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

2. 当社は、株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

#### 第17条（その他の事項）

当社は、前5条に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

## 第4章 株主総会

#### 第18条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

#### 第19条（招集地）

当社の株主総会は、東京都区内で開催する。ただし、東京都区内において開催することが困難と認められるときは、他の地域を開催地とすることがある。

#### 第20条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第21条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第 22 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 23 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

## 第 5 章 取締役及び取締役会

#### 第 24 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

#### 第 25 条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

#### 第 26 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第 27 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等

委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 28 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

#### 第 29 条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第 31 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 32 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 33 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第 34 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 35 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 36 条（取締役の責任軽減等）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第 37 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 6 章 監査等委員会

#### 第 38 条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会を置く。

#### 第 39 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 40 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第 41 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 42 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 7 章 会 計 監 査 人

#### 第 43 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

#### 第 44 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 45 条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第 46 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 8 章 計 算

#### 第 47 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

#### 第 48 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### 第 49 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 50 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 配当金には利息をつけない。

### 附 則

#### 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 58 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。